

「特定投資家等に対する店頭有価証券の取引に関する規則」に関するQ & A

2026年 6月 16日 作成
日本証券業協会

1. 本制度について

- 問 1 本制度が創設された背景や狙いはどのようなものですか。
- 問 2 本制度の概要について教えてください。
- 問 3 本制度の対象となる有価証券の種類は何ですか。
- 問 4 本制度の対象となる投資家について教えてください。
- 問 5 本制度に基づいて、準特定投資家に勧誘する際の注意事項はありますか。
- 問 6 本制度に基づいて既存株主に対して株式の売付けに係る勧誘を行う際も、対象は特定投資家又は準特定投資家に限られますか。
- 問 7 本制度を利用して投資勧誘を行う際の具体的な流れについて教えてください。
- 問 8 本制度を利用して、PTSにおける取引について投資勧誘を行う際の留意点を教えてください。

2. 検証及び審査について

- 問 9 検証と審査の関係について教えてください。
- 問 10 顧客の範囲の検証の考え方について教えてください。
- 問 11 審査全般について、各種審査のレベル感はどのようなものが想定されていますか。
- 問 12 「発行者及びその行う事業の実在性」の審査とありますが、何を審査することが求められますか。
- 問 13 「発行者の財務状況」の審査とありますが、何を審査することが求められますか。
- 問 14 「発行者の財務状況」の審査とありますが、当該発行者が会計監査人による監査を受けていない場合、別途会計監査又はそれに準ずるようなレビュー手続を行う必要がありますか。
- 問 15 「発行者の法令遵守状況を含めた社会性」の審査とありますが、何を審査するこ

とが求められますか。

問 16 「発行者の反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況」の審査とありますが、何を審査することが求められますか。

問 17 「当該取扱協会員と発行者との利害関係の状況」の審査とありますが、何を審査することが求められますか。

問 18 「当該店頭有価証券に投資するにあたってのリスク」の審査とありますが、何を審査することが求められますか。

問 19 「事業計画の妥当性、資金使途の妥当性」の審査とありますが、何を審査することが求められますか。

問 20 検証及び審査の結果は保存しなければならないですか。

3. 取引に関する情報の提供について

問 21 本制度に基づく投資勧誘の際、投資勧誘を行う相手方に提供又は公表することが必要な情報はどのような情報ですか。

問 22 特定証券情報に準じた情報について、訂正する場合の対応や公表の方法について留意すべき事項はありますか。

問 23 本制度に基づく投資勧誘により店頭有価証券を取得した顧客に対し、取引後の定期的な情報提供は必要ですか。

4. 顧客への説明資料等について

問 24 本規則に基づいて顧客に投資勧誘する際に、提供等をしなければならない説明資料はどのようなものがありますか。

問 25 取引開始時の説明書にはどのような事項を記載すればよいですか。

問 26 取引開始時の説明書の交付及び確認書の徴求は、取引毎に行う必要がありますか。

問 27 個別銘柄に係る説明書は、どのような事項を記載すればよいですか。

問 28 個別銘柄に係る説明書は、特定投資家に対しても交付する必要はありますか。また、非上場 PTS 規則に基づいて投資勧誘が行われる場合も交付する必要はありますか。

問 29 契約締結前の情報提供に係る書面と個別銘柄に係る説明書を 1 つの書面で交付す

ることは可能ですか。

問 30 特定証券情報に準じた情報を個別銘柄に係る説明書や契約締結前交付書面と一体として交付及び提供等することは可能ですか。

問 31 特定投資家等に該当すると見込まれる顧客に対して、本制度に基づく取引の概要について説明することはできますか。

5. 取扱協会員について

問 32 本制度を利用するにあたって、取扱協会員が留意すべき事項はありますか。

問 33 本制度を利用するにあたって、顧客が特定投資家の場合であっても、契約締結前の情報提供等、特定投資家に対して適用が除外される規定に基づく行為を行ってもよいですか。

問 34 本制度を利用したいと考えていますが、必要な手続について教えてください。

問 35 本制度で扱う有価証券の種類を追加する場合、改めて取扱協会員の指定に係る届出を行う必要がありますか。

問 36 取扱協会員の指定取消後に負わなければならない「取扱協会員として行った業務に起因する義務及び責任」とは具体的にどのようなものですか。

問 37 投資勧誘の前後で報告する必要はありますか。

問 38 特別会員が委託元の会員等から委託を受けて投資勧誘を行う場合、検証及び審査や書面交付の手続等はどのように行えばよいですか。

6. 特定投資家等への該当性の確認方法等について

問 39 取扱協会員が個人顧客に対して特定投資家等として投資勧誘を行う場合、当該顧客が特定投資家への移行要件を満たしていることの確認はどのように行えばよいですか。

問 40 取扱協会員が準特定投資家として投資勧誘を行った顧客について、その後も準特定投資家として投資勧誘を行う場合には、再度、特定投資家の移行要件を満たすことの確認は必要ですか。

【以下における凡例】

略称	正式名称
本規則	特定投資家等に対する店頭有価証券の取引に関する規則
本制度	「特定投資家等に対する店頭有価証券の取引に関する規則」に基づく投資勧誘制度
特定証券情報に準じた情報	「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」第6条第3項第1号に掲げる様式及び当該様式の「記載上の注意」に基づく情報
J-Ships 規則	店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則
店頭規則	店頭有価証券に関する規則
非上場 PTS 規則	私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則
金商法	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）
施行令	金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）
開示府令	企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）
金商業等府令	金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）
定義府令	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）
パブコメ回答（2007年）	2007年7月31日金融庁公表資料「『金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等』に対するパブリックコメントの結果等について」別紙「ご意見等の概要及びそれに対する金融庁の考え方」
パブコメ回答（2022年）	2022年6月30日金融庁公表資料「『金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）』に対するパブリックコメントの結果等について」別紙1「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」

1. 本制度について

問1 本制度が創設された背景や狙いはどのようなものですか。

答1 本制度は、2025年9月に公表された金融庁及び本協会の「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」報告書を踏まえて、投資者保護に留意しつつスタートアップ企業等への成長資金の供給の裾野を拡大していく方策として、特定投資家及び特定投資家と同等のリスク分析能力・リスク許容度及び投資判断能力を有する準特定投資家を対象に整備された店頭有価証券の勧誘制度です。

本制度の活用により、プロ投資家である特定投資家に加え、適合性の原則などの金商法上の行為規制の適用を受ける準特定投資家に対して、スタートアップ企業等への投資機会を提供しやすくなることが期待されます。

問2 本制度の概要について教えてください。

答2 本制度は、特定投資家及び準特定投資家を対象に、金商法における開示規制上の少額免除、少人数私募・少人数私売出し等を利用して店頭有価証券の取引等を行う制度です。

対象となる取引等は、下表のとおりです。

【開示規制上の区分】	【対象となる取引等】	【投資勧誘の要件】	【関連規定】
少額免除	発行価額又は売出価額の総額が1億円未満の有価証券の募集又は売出し及び募集又は売出しの取扱い	開示府令第2条第5項に定める要件に該当すること	第8条第1項第1号及び第3号
少人数私募	50名未満の者を相手方とする少人数向けの取得勧誘であって、その有価証券が「多数の者に所有されるおそれが少ない場合」に該当する私募又は私募の取扱い	施行令第1条の7に定める要件に該当すること	第8条第1項第2号
少人数私売出し	50名未満の者を相手方とする少人数向けの売付け勧誘等であって、その有価証券が「多数の者に所有されるおそれが少ない場合」に該当する売付け勧誘等又は売付け勧誘等の取扱い	施行令第1条の8の4に定める要件に該当すること	第8条第1項第4号

【開示規制上の区分】	【対象となる取引等】	【投資勧誘の要件】	【関連規定】
-	売出しに該当しない有価証券の取引	施行令第1条の7の3第7号、第8号及び第10号に定める要件に該当すること	第8条第1項第5号

本制度は、非上場株式等のリスクが高い商品を、特定投資家に移行していないものの、特定投資家と同程度のリスク分析能力・リスク許容度及び投資判断能力を有する一般投資家（準特定投資家）に対しても勧誘を可能とする制度であるため、取扱協会における銘柄の審査や勧誘対象とする投資家層の検証、取引開始時の説明など適切な投資者保護を図るよう制度設計を行っています。

協会員は、本制度に基づく投資勧誘及び取引に際しては、①特定証券情報に準じた情報の提供又は公表、②取引開始時の説明書の交付及び確認書の徴求、③個別銘柄に係る説明書の交付を行うこととしています。加えて、④当該勧誘の結果、店頭有価証券を保有するに至った顧客に対して、発行者により、会社法に基づく計算書類及び事業報告の提供が行われていることを確認することとしています。また、本協会は、本制度に基づく業務を行う協会員を取扱協会員として指定し、公表することとしており、⑤協会員は、この指定を受けなければ、当該業務を行うことができません。

なお、非上場PTS規則に基づき投資勧誘等を行う場合には、上記①、④及び⑤について対応は不要ですが、上記②及び③について対応を行う必要があります。ただし、取次型登録PTS運営業務に関する投資勧誘である場合には、上記④についても対応を行う必要があります。

（関連規定） 本規則第3条、第6条、第7条、第8条、第10条、第11条、第13条、第18条

問3 本制度の対象となる有価証券の種類は何ですか。

答3 本制度では、店頭有価証券を対象としています。店頭有価証券とは、取引所金融商品市場に上場していない株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券を指します。

なお、特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）では、店頭有価証券の他に、投資信託等、信託受益証券、外国株券、外国新株予約権証券、外国新株予約権付社債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国新投資口予約権証券も対象にしていますが、本制度では、これらの有価証券は対象にしていません。

（関連規定） 本規則第2条、店頭規則第2条第1項

問4 本制度の対象となる投資家について教えてください。

答4 本制度の投資勧誘の対象となる投資家は、「特定投資家」及び「準特定投資家」です。

「特定投資家」とは、金商法第2条第31項に規定する者（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を指します（※1）。

「準特定投資家」（※2）とは、本制度上の概念であり、特定投資家への移行要件を満たすものの、特定投資家には移行していない者を指します。2026年6月、スタートアップ企業等へ資金を供給する投資家の裾野拡大を図るため、特定投資家と同程度のリスク分析能力・リスク許容度及び投資判断能力を有する準特定投資家を対象とした本制度が創設されました。

本Q&Aでは、特定投資家及び準特定投資家のことを「特定投資家等」といいますが、本定義は金商法第2条第3項第2号ロ（2）に規定する特定投資家又は非居住者等を対象とする「特定投資家等」とは異なります。

※1 特定投資家制度の概要等については、『「特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）」に関するQ&A』問43～49をご参照ください。

※2 準特定投資家の取扱いにあたっては、問39、40もご参照ください。

（関連規定） 金商法第2条第31項、第34条～34条の5、第45条、金商業等府令第61条、第62条、定義府令第23条

問5 本制度に基づいて、準特定投資家に勧誘する際の注意事項はありますか。

答5 準特定投資家は金商法上一般投資家であるため、プロ投資家である特定投資家には適用されない金商法上の行為規制（適合性の原則や契約締結前の情報提供の義務など）が適用されます。

（関連規定） 金商法第37条の3第1項、第40条第1号、第45条第1号、第2号

問6 本制度に基づいて既存株主に対して株式の売付けに係る勧誘を行う際も、対象は特定投資家又は準特定投資家に限られますか。

答6 本制度では、店頭有価証券を保有する顧客（既存株主）に対して、当該店頭有価証券の売付けをするよう勧誘することができますが、当該勧誘の相手方となる顧客（既存株主）については特定投資家又は準特定投資家である必要はありません。

また、この場合、当該勧誘の相手方となる顧客（既存株主）に対して、取引開始時の説明書及び個別銘柄の説明書を交付することや確認書を徴求する必要はありません。

（関連規定） 本規則第9条、第10条、第11条

問7 本制度を利用して投資勧誘を行う際の具体的な流れについて教えてください。

答7 本制度に基づく投資勧誘を行う際の具体的なフローは以下のとおりです。

- ① 店頭有価証券の発行者等に対する審査を行うとともに、当該審査の内容を踏まえ、取扱協会が顧客へ投資勧誘する商品としての適否及び投資勧誘を行う顧客の範囲を検証する。（第3条第1項、第2項）
- ② 顧客に対して投資勧誘を行う場合、本規則第3条に基づき検証した店頭有価証券の投資勧誘を行う顧客の範囲に適合することを確認する。（第8条第2項）
- ③ 投資勧誘を行う相手方に対して、特定証券情報に準じた情報の提供又は公表を行う（既に発行者のウェブサイトにおいて公表されていることを確認している場合は不要）。（第6条）
- ④ 投資勧誘の際には、投資勧誘の相手方となる顧客に対して、個別銘柄に係る説明書について説明を行う。（第11条）
- ⑤ 本制度に基づき初めて店頭有価証券の買付けを行おうとする顧客に対して、販売する店頭有価証券の一般的なリスクを記載した書面を交付し、当該リスクの説明を行う。その後、顧客から上記書面に記載のリスク等を理解し、自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書を徴求する。（第10条）
- ⑥ 取引が成立した場合は、当該取引を行った日の属する月の翌月の15日までに本協会に報告を行う。（第15条）

なお、それぞれのフローについては、本規則及び本Q&Aの該当する箇所をご参照ください。

また、本制度を利用してPTSにおける取引について投資勧誘を行う場合の具体的なフローは、問8もご参照ください。

（関連規定） 本規則第3条、第6条、第8条第2項、第10条、第11条、第15条

問8 本制度を利用して、PTSにおける取引について投資勧誘を行う際の留意点を教えてください。

答8 PTSにおける取引に係る投資勧誘を行う場合は、本規則のうち次の規定が適用されません。

- ・ 発行者による定期的な情報提供（第7条）
（ただし、当該投資勧誘が非上場PTS規則第2条第19号に規定する取次型登録PTS運営業務に関するものである場合に限る。）
- ・ 投資勧誘の要件等（第8条）
- ・ 既存株主による売付けに係る勧誘（第9条）
- ・ 取引開始時の説明書の交付及び確認書の徴求（第10条）
- ・ 個別銘柄に係る説明書の交付等（第11条）
- ・ 本協会への報告（第15条）
- ・ 本協会による照会等（第16条）
- ・ 電磁的方法による交付等（第17条）
- ・ PTS取引に係る適用除外等（第18条）

なお、PTSにおける取引は、証券会社が発行体や売出人に代わって勧誘行為を行う少額免除、少人数私募・少人数私売出しとは異なり、基本的に、顧客からの注文を単にPTS運営会員に取り次ぐ又は自社が開設するPTSにおいて顧客の注文を約定させるという取引類型であることや、本協会の自主規制規則である非上場PTS規則に基づきPTS運営会員の適正性審査等の規定が適用されることを踏まえ、本規則第3条から第7条及び第12条は適用除外となります（ただし、当該投資勧誘が非上場PTS規則第2条第19号に規定する取次型登録PTS運営業務に関するものである場合には、第7条は適用されます。）。加えて、PTSにおける取引に係る勧誘のみを行う協会員については、取扱協会員の指定を受ける必要はありません。

<参考：PTSにおける取引に係る投資勧誘に際する本規則の適用の有無の全体像>

規定	内容	適用の有無
3条	検証及び審査	×
4条	発行者との反社会的勢力排除のための契約内容	×
5条	反社会的勢力の排除	×
6条	勧誘時の情報提供	×
7条	発行者による定期的な情報提供	○（取次型登録PTSに限る）
8条	投資勧誘の要件等	○
9条	既存株主による売付けに係る勧誘	○
10条	取引開始時の説明書の交付及び確認書の徴求	○

規定	内容	適用の有無
11 条	個別銘柄に係る説明書の交付等	○
12 条	社内規則及び取扱要領	×
13 条	取扱協会員としての届出及び公表	—
14 条	取扱協会員としての指定の取消し	—
15 条	本協会への報告	○
16 条	本協会による照会等	○
17 条	電磁的方法による交付等	○
18 条	PTS 取引に係る適用除外等	○

また、本制度に基づく PTS における取引は、非上場 PTS 規則の対象にもなりますので、勧誘及び取引に際してはご注意ください。

(関連規定) 本規則第 18 条、非上場 PTS 規則、施行令第 1 条の 7 の 3 第 3 号

2. 検証及び審査について

問9 検証と審査の関係について教えてください。

答9 本規則においては、特定投資家等を対象に投資勧誘を行おうとする店頭有価証券について検証を行う場合に、規則で定める事項に係る審査を行わなければならないと規定しています。

取扱協会員は店頭有価証券について審査を行い、その内容やリスクについて十分に把握したうえで、顧客に対して投資勧誘を行うことがふさわしいか否か及び投資勧誘を行う顧客の範囲について銘柄毎に検証することが求められます。

(関連規定) 本規則第3条

問10 顧客の範囲の検証の考え方について教えてください。

答10 本規則における「顧客の範囲の検証」では、当該店頭有価証券の特性やリスクの内容を把握し、投資勧誘を行う顧客の範囲について検証することを求めています。

検証の結果によっては、必ずしも特定投資家又は準特定投資家に該当する者を一律に投資勧誘の対象とするのではなく、当該銘柄の特性やリスクの程度に応じて、適切な顧客の範囲を設定することが考えられます。

なお、当該店頭有価証券の特性やリスクの内容を把握した結果、投資者保護上、上記以外の事項について検証が必要と思われる場合には、当該事項についても検証を行うことが期待されます。店頭有価証券はリスクが高く、丁寧な説明を要する商品性であることを踏まえ、投資勧誘を行う顧客への勧誘の方法や資料についても検証することが考えられます。

(関連規定) 本規則第3条

問11 審査全般について、各種審査のレベル感はどのようなものが想定されていますか。

答11 本制度の審査は、特定投資家等である顧客に対して投資勧誘を行おうとする店頭有価証券について、当該店頭有価証券の特性やリスクの内容を把握し、投資勧誘を行うことがふさわしいか否か及び投資勧誘を行う顧客の範囲について検証を行う場合に実施するものであり、引受審査(※)と同等レベルの審査を求めるものではありません。

また、発行者の審査を行う際、専門的な知識が必要となる項目について、外部の専門家等の意見を参考にすることは可能です。その際、最終的な審査結果に対する責任は取

扱協会員が負うことが前提となります。

※ 引受審査は引受審査業務を行う専門部門を社内に置くことが必須とされ、その期間は発行者や市場等の状況により異なりますが、上場等に係る指導も含めると年単位を要するものとされています。

(関連規定) 本規則第3条第2項

問 12 「発行者及びその行う事業の実在性」の審査とありますが、何を審査することが求められますか。

答 12 会社として実際に存在していることや、その会社が実際に事業を行っていることについての審査（発行者の所在地への訪問、経営者へのヒアリング等）を行うことが考えられます。また、事業の実在性については、投資勧誘を行う顧客が実態のない会社や事業に投資することのないよう、例えば、事業計画や事業の進捗状況などを確認することにより、実質的に事業活動が行われていることを審査することが考えられます。

(関連規定) 本規則第3条第2項第1号

問 13 「発行者の財務状況」の審査とありますが、何を審査することが求められますか。

答 13 計算書類等をもとに、収益性や今後の成長性、倒産リスク等を審査することが考えられますが、必ずしも現時点で赤字であることをもって取扱いを行わないこととする必要はありません。また、必要に応じて当該発行者の役員等にヒアリングを行うことが考えられます。

(関連規定) 本規則第3条第2項第2号

問 14 「発行者の財務状況」の審査とありますが、当該発行者が会計監査人による監査を受けていない場合、別途会計監査又はそれに準ずるようなレビュー手続を行う必要がありますか。

答 14 発行者の財務状況に対する会計監査人による監査については、法令による規定を除き、本規則上これを義務付けるものではありません。ただし、発行者が会計監査人による監査を受けていない場合には、その旨を特定証券情報に準じた情報に含めなければなりません。

せん。

なお、会計監査人による監査を受けている場合（任意に監査を受けている場合も含みます。）には、当該情報提供を行う際に、監査報告書の添付が必要です。

（関連規定） 本規則第3条第2項第2号

問 15 「発行者の法令遵守状況を含めた社会性」の審査とありますが、何を審査することが求められますか。

答 15 法令遵守状況を含めた社会性については、①事業運営における法令遵守状況、②過去において重大な法令違反を犯しておらず、今後においても重大な法令違反となるおそれのある行為を行っていないかどうか、③法令等を遵守できる内部管理体制が整備されているかどうかについて、発行者の社内体制を確認する書類（発行者の社内規程や組織図並びに株主総会、取締役会その他の会議体の議事録等）、当該発行者の役員等へのヒアリング等をもとに審査することが考えられます。

（関連規定） 本規則第3条第2項第3号

問 16 「発行者の反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況」の審査とありますが、何を審査することが求められますか。

答 16 反社会的勢力への該当性等については、少なくとも、発行者及びその関係者が反社会的勢力に該当しないかを審査する必要があります。関係者とは、例えば、当該発行者と親子等の関係にある会社や当該発行者の役員に加え、当該発行者の主な取引先や主要株主などが考えられます。その他に、発行者及びその関係者が、反社会的勢力との関係性（少なくとも、資本関係、人的関係、取引関係が考えられます。）を有していないかの審査が求められると考えられます。

また、当該発行者における反社会的勢力の排除のための仕組みの有無やその運用状況についても審査する必要があります。

（関連規定） 本規則第3条第2項第4号

問 17 「当該取扱協会員と発行者との利害関係の状況」の審査とありますが、何を審査することが求められますか。

答 17 当該取扱協会員と発行者との利害関係の状況については、資本関係、人的関係、取引関係等の有無を審査する必要があります。利害関係が認められることをもって直ちに当該発行者の銘柄を取り扱えないとされるものではありませんが、利害関係の状況を具体的に確認し、当該利害関係による利益相反の状況について顧客に開示したうえで取扱いを行うことや、当該利害関係により顧客に対する重大な利益相反のおそれを排除できないと判断した場合には取扱いを行わないこととすることも考えられます。

(関連規定) 本規則第3条第2項第5号

問 18 「当該店頭有価証券に投資するにあたってのリスク」の審査とありますが、何を審査することが求められますか。

答 18 当該店頭有価証券に投資するにあたってのリスクについては、他の審査事項のほかに当該発行者の事業等に特有のリスク（例えば、工場のある国や地域での政治・経済・その他の状況の変化によって商品の生産に支障が出るようなカントリーリスクや、災害によって事業の継続が困難になるような災害リスク等）を確認するとともに、そのリスクの内容が、本制度の対象である特定投資家等に勧誘することに対して許容できるかについて審査することが考えられます。

もちろん、それぞれの銘柄毎の個別の状況に応じてリスク等を審査する必要があるため、これらに限られるものではありません。

(関連規定) 本規則第3条第2項第6号

問 19 「事業計画の妥当性、資金使途の妥当性」の審査とありますが、何を審査することが求められますか。

答 19 事業計画の妥当性、資金使途の妥当性については、事業計画が実現可能性の著しく低い内容になっていないか、資金使途が妥当なものであるかを発行者の作成する特定証券情報に準じた情報の内容や発行者の役員等へのヒアリング等をもとに審査を行うことが考えられます。

(関連規定) 本規則第3条第2項第7号

問 20 検証及び審査の結果は保存しなければならないですか。

答 20 検証及び審査を行った取扱協会員は、当該検証及び審査の内容及び結果並びにその理由について当該検証及び審査に係る店頭有価証券を最後に勧誘した日から5年間保存しなければならないこととされています。

(関連規定) 本規則第3条第3項

3. 取引に関する情報の提供について

問 21 本制度に基づく投資勧誘の際、投資勧誘を行う相手方に提供又は公表することが必要な情報はどのような情報ですか。

答 21 本規則第6条において、本制度に基づく投資勧誘を行う取扱協会員は、J-Ships 規則第6条第3項第1号に掲げる「特定証券情報」の様式及び当該様式の「記載上の注意」に基づく情報（特定証券情報に準じた情報）が投資勧誘の相手方に提供又は公表されている場合に限り、投資勧誘を行うことができます。

当該様式は、第一部の【証券情報】、第二部の【企業情報】から構成されており、詳細な記載項目及び内容については、本協会において公表している様式をご確認ください。

なお、当該様式において特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を前提とした字句（下表左欄）については、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えることが考えられます。

【様式中の字句】	【読替え後】
特定証券情報	「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」第6条第3項第1号に掲げる様式及び当該様式の「記載上の注意」に基づく情報（※）
特定投資家向け取得勧誘	取得勧誘
特定投資家向け売付け勧誘等	売付け勧誘等
「【記載上の注意】（7）」中の「発行者情報」	会社法に基づく計算書類及び事業報告

※ 上記にかかわらず、書類名については、投資勧誘を行う銘柄に係る情報提供であることが投資者に分かりやすく伝わるよう別途定めることが考えられます。

また、会社法及び商業登記法等の法令に基づき作成される書類の添付により当該様式の記載に代える場合の取扱いについては、『特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）』に関するQ&A」の問30も併せてご参照ください。

（関連規定） 本規則第6条、J-Ships 規則第6条第3項第1号

問 22 特定証券情報に準じた情報について、訂正する場合の対応や公表の方法について留意すべき事項はありますか。

答 22 提供又は公表された特定証券情報に準じた情報について、払込期日までの間に訂正すべき事項があるときは、当該訂正の内容に係る情報を、当該情報を提供又は公表した方

法と同一の方法により、当該情報に係る店頭有価証券の投資勧誘を行う相手方及び当該店頭有価証券の所有者に対して提供又は公表しなければなりません。

また、特定証券情報に準じた情報を公表する場合は、公表した日から払込期日までの間、当該情報を継続して公表しなければならないことに留意してください。

(関連規定) 本規則第6条第2項、第3項

問 23 本制度に基づく投資勧誘により店頭有価証券を取得した顧客に対し、取引後の定期的な情報提供は必要ですか。

答 23 株式会社である発行者は、会社法上、計算書類及び事業報告を作成のうえ、定時株主総会に提出し、又は提供しなければならないとされており、本制度に基づく投資勧誘により店頭有価証券を取得した顧客に対してもこれらの情報が提供されているものと考えられます。

この情報提供を確実なものとするため、取扱協会員は、本制度に基づく投資勧誘により店頭有価証券を保有するに至った顧客に対し、発行者により、上記計算書類及び事業報告の提供が行われていることを確認しなければなりません。

なお、取扱協会員が勧誘する店頭有価証券が新株予約権証券又は新株予約権付社債券の場合には、株式とは異なり、会社法上、上記情報提供は義務付けられていませんが、同様の確認が必要と考えられます。

(関連規定) 本規則第7条、会社法第435条及び第438条

4. 顧客への説明資料等について

問 24 本規則に基づいて顧客に投資勧誘する際に、提供等をしなければならない説明資料はどのようなものがありますか。

答 24 本規則では、顧客に投資勧誘を行う際に、以下の3つの資料又は情報について提供等することとしています。

資料	提供等の方法及びタイミング
①特定証券情報に準じた情報 (第6条)	投資勧誘を行うときまでに提供又は公表
②取引開始時の説明書 (第10条)	顧客が初めて店頭有価証券を買い付ける際に交付
③個別銘柄に係る説明書 (第11条)	投資勧誘を行う際に交付

(関連規定) 本規則第6条、第10条、第11条

問 25 取引開始時の説明書にはどのような事項を記載すればよいですか。

答 25 取引開始時の説明書は、リスクが高い店頭有価証券の取引を行うにあたって、顧客がそのリスクを理解したうえで投資することを確保するためのものです。したがって、自社で取り扱う店頭有価証券のリスクに応じた事項を記載することになりますが、例えば、以下の事項を記載することが考えられます。

- ①流動性が著しく低く、換金できない可能性があること
- ②市場での取引価格が存在しないため株価の算定が困難であること
- ③上場株式等に比して発行者の倒産リスク等が高く、投資金額が全く回収できないおそれがあること
- ④上場株式と比して情報開示の内容・頻度等が異なること
- ⑤発行者の財務情報について監査を受けていないこと 等

(関連規定) 本規則第10条

問 26 取引開始時の説明書の交付及び確認書の徴求は、取引毎に行う必要がありますか。

答 26 取扱協会による説明書の交付及び確認書の徴求は、特定投資家等が当該取扱協会を通じて初めて、本規則に基づき店頭有価証券を買い付ける際に行うものであるため、

一度説明書の交付及び確認書を徴求したことがあれば、その後の本規則に基づく買付けについては、説明書の交付及び確認書の徴求を行う必要はありません。

(関連規定) 本規則第10条

問 27 個別銘柄に係る説明書は、どのような事項を記載すればよいですか。

答 27 個別銘柄に係る説明書には、以下の事項を記載することとされています。

- ① 想定する顧客の範囲
- ② 損失が生じるリスクの内容
- ③ 換金・解約の条件
- ④ 金商法に基づく開示又は金融商品取引所の規則に基づく情報の適時開示と同等程度の開示は義務付けられていないこと
- ⑤ 発行者の財務情報について公認会計士又は監査法人による監査を受けていない場合には、その旨
- ⑥ 取引の参考となる気配及び相場が存在しないととも、換金性が著しく乏しいこと
- ⑦ 店頭有価証券に譲渡制限が付されている場合にあっては、取引を行ったとしても、譲渡による取得について発行者による承認が得られない場合があること
- ⑧ 発行者における株主管理に関する事項
- ⑨ 投資勧誘に係る店頭有価証券と異なる種類の有価証券に係る重要な事項
- ⑩ 取扱協会と発行者との利害関係が認められる場合には、その内容
- ⑪ 取扱協会毎に定める取扱要領に基づき取扱いがなされること及び当該取扱要領の内容
- ⑫ 取扱協会が第3条第2項に基づき発行者についての審査を行っている旨及びその審査項目
- ⑬ その他取扱協会が必要と認める事項

(上記記載事項の解説)

- ① 想定する顧客の範囲

店頭有価証券の商品特性やリスクについて審査を行い、特定投資家等の中でも、投資者の知識、取引経験、財産の状況等に鑑み、当該個別商品の勧誘を行うことがふさわしいとして定めた顧客の範囲について記載してください。

- ② 損失が生じるリスクの内容

いわゆる信用リスク、流動性リスク、価格変動リスク、価格の透明性に関するリスクなど損失の直接の原因となるものについて、店頭有価証券の特性に沿って当該リスクの内容を記載することが考えられます。

- ③ 換金・解約の条件

換金・解約が制限される場合はその内容、解約手数料や解約清算金の発生などの換金・解約による不利益、その他の解約・換金に関する重大な不利益・制限について記載することが考えられます。

⑨ 投資勧誘に係る店頭有価証券と異なる種類の有価証券に係る重要な事項

発行者が発行する他の種類の株式について、当該投資勧誘を行う株式（新株予約権の場合は当該新株予約権の行使により交付される株式）よりも優先される権利が付されている場合又は他の種類株式の株主と発行者との間で締結されている株主間契約に株主全体の権利に影響する事項が含まれる場合、その内容について記載してください。

⑩ 取扱協会が第3条第2項に基づき発行者についての審査を行っている旨及びその審査項目

取扱要領に記載の情報を記載する等の対応が考えられます。また、取扱協会の審査が事業計画の将来にわたる合理性を保証するものではないことなど、投資者に対して誤解を生ぜしめないような注記をすることも考えられます。

（関連規定） 本規則第11条

問 28 個別銘柄に係る説明書は、特定投資家に対しても交付する必要がありますか。また、非上場 PTS 規則に基づいて投資勧誘を行われる場合も交付する必要がありますか。

答 28 取扱協会は特定投資家に対しても個別銘柄に係る説明書を交付する必要があります。また、当該投資勧誘が本規則及び非上場 PTS 規則に基づき行われる場合であって、非上場認可 PTS 運営会員、登録 PTS 運営会員又は当該取扱協会のウェブサイト上に上記①～⑩に記載している事項が掲載されているときは、当該ウェブサイトを開覧するために必要な情報を顧客に提供することにより、個別銘柄に係る説明書の交付は不要となります。

（関連規定） 本規則第11条

問 29 契約締結前の情報提供に係る書面と個別銘柄に係る説明書を1つの書面で交付することは可能ですか。

答 29 契約締結前の情報提供に係る書面（以下、「契約締結前交付書面」という。）及び個別銘柄に係る説明書について、一体の書面として交付することは可能です。その場合は、当該書面に「契約締結前交付書面」に記載すべき事項及び「個別銘柄に係る説明書」に記載すべき事項が漏れなく掲載され、また、取扱協会は、当該書面はそれぞれを一体としている旨を説明する必要があります。

なお、契約締結前交付書面と個別銘柄に係る説明書を一体として交付及び提供する際は、例えば、「契約締結前交付書面及び個別銘柄に係る説明書」などと表記することが考

えられます。また、契約締結前交付書面と個別銘柄に係る説明書を一体の書面として交付する場合であって、両書面の記載内容が重複する場合には、当該記載内容については、契約締結前交付書面の記載事項として記載することが考えられます。

(関連規定) 本規則第 11 条、金商法第 37 条の 3 第 1 項、金商業等府令第 82 条、第 83 条

問 30 特定証券情報に準じた情報を個別銘柄に係る説明書や契約締結前交付書面と一体として交付及び提供等することは可能ですか。

答 30 特定証券情報に準じた情報は、当該店頭有価証券への投資判断に関して重要と思われる情報が記載されているものです。一方で、契約締結前交付書面及び個別銘柄に係る説明書は、当該店頭有価証券に投資するにあたってのリスク等について記載されており、特定証券情報に準じた情報と必ずしも目的が同一ではありません。

そのため、投資者保護の観点から、特定証券情報に準じた情報については、契約締結前交付書面や個別銘柄に係る説明書とは別に提供又は公表すべきものと考えられます。

(関連規定) 本規則第 6 条、第 11 条、金商法第 37 条の 3 第 1 項

問 31 特定投資家等に該当すると見込まれる顧客に対して、本制度に基づく取引の概要について説明することはできますか。

答 31 顧客が特定投資家等として本制度に基づく投資勧誘を望むかどうかや特定投資家への移行要件を満たすことを確認するための書類を提出するかどうかの判断に資するよう、本制度に基づく取引の概要に関して説明することやそれに関連する以下の情報の提供等をすることも可能です。

ただし、これらの情報であっても、当該顧客が実際に投資判断をするために必要な個別商品の説明など、情報の提供等を越えた店頭有価証券の投資勧誘に該当する行為は、取扱協会により特定投資家等に該当するかどうかの確認を経てから別途行う必要があることに留意してください。

- ① 特定投資家等向け商品の銘柄一覧及びその概要
 - 発行会社ウェブサイトの URL
 - 発行会社が公表している情報・資料
 - 発行会社の概況（発行会社から提供の同意を得た非公表情報を含む）（※）
 - 発行会社のサービス・商品の概要（発行会社から提供の同意を得た非公表情報を含む）
- ② 会社法に基づく計算書類・事業報告又は会社法に基づく計算書類・事業報告に記

載されている情報

- ③ 特定証券情報に準じた情報に記載されている情報のうち、以下の内容
- 発行総額の限度額
 - 価格情報（一投資者当たりの最低投資金額を含む）
 - 第二部の【企業情報】に基づく情報

なお、上記①から③までの情報に含まれない個別の店頭有価証券についての情報を提供する行為は金商法における開示規制上の勧誘に該当する可能性があることから、少数私募等又は少数私売出し等を前提に本制度に係る投資勧誘を行う場合には、当該情報を提供する顧客も49名以下の人数に含める必要があることに留意してください。

※ 発行会社の経営者の略歴、株主等に関する情報、直近実施済みの増資に関する情報等を含みます。

（関連規定） 本規則第6条、金商法第2条第3項第2号ハ及び第2条第4項第2号ハ

5. 取扱協会員について

問 32 本制度を利用するにあたって、取扱協会員が留意すべき事項はありますか。

答 32 本制度に基づく投資勧誘等を行う場合、金商法その他関係法令、諸規則等を遵守しなければなりません。特に、準特定投資家は金商法上の一般投資家であるため、特定投資家に対して適用が除外されている金商法上の行為規制の一部規定（適合性の原則や契約締結前の情報提供の義務など）についても適用されることに留意してください。

なお、本制度は特定投資家等を対象とする制度ですが、特定投資家のみを対象として利用することも可能です。ただし、その場合においても、準特定投資家を対象にするときと同様に本制度の各規定に基づき投資勧誘を行う必要があることに留意してください。

（関連規定） 金商法第 45 条第 1 号、第 2 号

問 33 本制度を利用するにあたって、顧客が特定投資家の場合であっても、契約締結前の情報提供等、特定投資家に対して適用が除外される規定に基づく行為を行ってもよいですか。

答 33 協会員の自主的な対応として、特定投資家に対して契約締結前の情報提供等、特定投資家において適用が除外される金商法上の行為規制の一部規定に基づく行為を行うことも可能であると考えられます。

ただし、特定投資家の意思に反して一律にそうした対応を行うことは、特定投資家制度の趣旨に合致せず許容されないことに留意してください。

（関連規定） 金商法第 45 条第 1 号、第 2 号、パブコメ回答（2007 年）P463(No. 7)

問 34 本制度を利用したいと考えていますが、必要な手続について教えてください。

答 34 本制度を利用するためには、①必要な事項について社内規則を定め、社内規則を適切に遂行するための体制を整備するとともに、②本協会に対して取扱協会員指定届出書、取扱要領、取扱協会員による誓約書等を提出し、③本協会より取扱協会員としての指定を受け、④取扱要領を公表、といった手続が必要です。

本協会の指定にあたっては、提出された取扱要領等の書類の内容に不備がないか及び上記社内体制の整備が行われていることをヒアリング等により確認できた場合には、当該協会員を取扱協会員として指定します。

また、本協会に対する各種書類の提出は本制度に係る投資勧誘を開始する 15 営業日前までに行う必要がありますが、当該業務（投資勧誘）を行うことを検討する段階から相談いただくことが望ましいと考えられます。

なお、PTS における取引に係る投資勧誘のみを行う場合は、上記の手続を要しません。

（関連規定） 本規則第 12 条、第 13 条、第 18 条

問 35 本制度で扱う有価証券の種類を追加する場合、改めて取扱協会の指定に係る届出を行う必要がありますか。

答 35 本制度で扱う有価証券の種類を追加する場合の取扱協会の指定に係る届出は不要です。

ただし、取扱要領の内容を変更した場合は、当該変更した内容及び変更後の取扱要領につき、本協会に提出のうえ、公表する必要があります。

（関連規定） 本規則第 12 条、第 13 条

問 36 取扱協会の指定取消後に負わなければならない「取扱協会として行った業務に起因する義務及び責任」とは具体的にどのようなものですか。

答 36 本規則に基づく取扱協会の指定取消後であっても、取扱協会として取扱いを行った顧客に対して、必要なアフターフォローを行うことが求められます。特に、本規則に基づき投資勧誘を行った結果、店頭有価証券を保有することとなった顧客がいる限り、会社法に基づく計算書類及び事業報告の提供が行われていることの確認を継続することが必要となります。

ただし、当該情報提供の確認について、発行者が行うことを契約等により明確化したうえで、このことを当該顧客に説明しているような場合においては、当該協会が義務を負うものではありません。

また、取扱協会が顧客から店頭有価証券の保管の委託等を受けている場合、取扱協会は引き続き残高管理等の役割を果たす必要があります。

（関連規定） 本規則第 14 条

問 37 投資勧誘の前後で報告する必要はありますか。

答 37 本規則に基づく取扱状況については、所定の様式により、月 1 回、当該取引を行った日の属する月の翌月 15 日までに本協会に報告する必要があります。報告に際しては、所定の様式に記載された「報告上の注意事項」及び「報告要領」に沿って報告書を作成してください。報告書の記載項目は、取引数量及び取引金額並びに特定証券情報に準じた情報の提供方法等です。また、特定証券情報に準じた情報を公表している場合には、その公表先についても報告書様式に従って記入してください。

(関連規定) 本規則第 15 条

問 38 特別会員が委託元の会員等から委託を受けて投資勧誘を行う場合、検証及び審査や書面交付の手続等はどのように行えばよいですか。

答 38 特別会員が委託元の会員等から委託を受けて投資勧誘を行う場合、検証及び審査や書面交付等の手続などの本規則第 20 条において規定する行為は、必ずしも委託元の会員等及び委託先の特別会員の両者が行う必要はないと考えられることから、委託元の会員等又は委託先の特別会員のいずれかが行うことで足りることとされています。

ただし、その場合には、本規則第 20 条において規定する行為について、委託元の会員等又は委託先の特別会員のいずれが行うかあらかじめ合意するとともに、当該行為の主体ではない者は、当該行為が適切に行われていることを確認する必要があると考えられます。

(関連規定) 本規則第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 10 条、第 11 条、第 20 条

6. 特定投資家等への該当性の確認方法等について

問 39 取扱協会が個人顧客に対して特定投資家等として投資勧誘を行う場合、当該顧客が特定投資家への移行要件を満たしていることの確認はどのように行えばよいですか。

答 46 取扱協会が個人顧客に対して特定投資家等として投資勧誘を行う場合、投資勧誘に先立ち、当該顧客が特定投資家への移行要件を満たしていることについて確認を行う必要があります。

なお、準特定投資家における当該移行要件の確認方法については、以下の特定投資家制度と同様の対応を行う必要があります。

(以下、『特定投資家向け銘柄制度 (J-Ships)』に関するQ&A) 問 46 における、法令で定める要件への該当性の確認方法に係る記載を一部表現を修正のうえ記載)

顧客が特定投資家への移行要件を満たしているかどうかの具体的な確認方法については法令に特段の定めはありませんが、資産については、自社における当該顧客からの預り資産額、自社との取引状況、当該顧客の自己申告の内容及び当該顧客が任意に提供した資料等を活用することが考えられます。また、自社における資産や取引経験、取引頻度だけでなく、例えば、他の協会が発行した契約締結時の情報提供や取引残高報告書等の提出を受けることにより、当該顧客の資産や取引経験、取引頻度の状況を確認することも考えられます。職業経験については、例えば、雇用保険被保険者証、源泉徴収票、給与明細や社員証といった雇用関係が分かる資料のほか、名刺や顧客からの聴取などに基づき、客観性をもって確認されることが必要と考えられます。

なお、取扱協会は、要件を形式的に満たす顧客から特定投資家又は準特定投資家としての取扱いの希望を受けた場合であっても、特定投資家又は準特定投資家として取り扱うことがふさわしいか否かは、顧客の知識・経験・財産の状況・投資目的に照らし、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があります。

(関連規定) 金商法第 34 条の 4、金商業等府令第 61 条、第 62 条、パブコメ回答 (2007 年) P202、203 (No. 30~43)、パブコメ回答 (2022 年) No. 26~30

問 40 取扱協会が準特定投資家として投資勧誘を行った顧客について、その後も準特定投資家として投資勧誘を行う場合には、再度、特定投資家の移行要件を満たすことの確認は必要ですか。

答 40 一度準特定投資家として投資勧誘をした顧客でも、その後も準特定投資家の要件 (特

定投資家への移行要件等) を満たすかについては、相応の市況の変化や顧客の状況の変化により当該顧客の純資産や投資性金融資産、収入等に大きな変化が見込まれる場合には、改めて準特定投資家の要件（特定投資家への移行要件等）を満たすことの確認を行う必要があると考えられます。

なお、改めて準特定投資家の要件（特定投資家への移行要件等）を満たすことの確認を行うか否かに関わらず、投資勧誘を行うにあたり、当該顧客が、本規則に基づき検証した投資勧誘を行うことができる顧客の範囲に合致しているかの確認は必要です。

（関連規定） 金商法第 34 条の 3、第 34 条の 4、パブコメ回答（2022 年）No. 31～34、本規則第 3 条

以 上